

第六条に次の二項を加える。

前項の表第五号及び第六号の規定による試験の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する試験について行う。

一 職員、試験事務の実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

第六項の表第五号の規定による指定を受けた試験を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験の種類は、次のとおりとする。

試験を実施する者	主たる事務所の所在地	試験の種類
社団法人日本自動車整備振興会連合会	東京都港区元赤坂一丁目一番十六号	二級技能認定試験及び三級自動車整備技能認定試験

第六項の表第六号の規定による指定を受けた試験を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験の種類は、次のとおりとする。

試験を実施する者	主たる事務所の所在地	試験の種類
社団法人日本自動車整備振興会連合会	東京都港区元赤坂一丁目一番十六号	自動車タイヤ整備技能認定試験、自動車電気装置整備技能認定試験及び自動車整備技能認定試験

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第二十一条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「別表第一に掲げる精度を有する」を「次条第一項に規定する要件に適合する」に改める。

第二条第二項中「あつて国土交通大臣の定める者の行う検査に合格したものであること又は地方運輸局長が自動車の検査用として適當であると定めたものであり、かつ、別表第一に掲げる精度を有するもの」を削る。

第二十二条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改める。

第二十三条 放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和四十七年運輸省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和五十六年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

(公示)

第五条の二 指定運搬方法確認機関の名称、主たる事務所の所在地及び行つことができる運搬方法確認の区分は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	行つことができる運搬方法確認の区分
財團法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の百一号	B M型輸送物の運搬に係る確認及びB U型輸送物の運搬に係る確認

(核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令の一部改正)

第二十五条 核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和六十一年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(公示)

第四条の二 指定運搬方法確認機関の名称、業務を行つ事務所の所在地及び行つことのできる運搬方法確認の区分は、次のとおりとする。

名 称	業務を行つ事務所の所在地	行つことのできる運搬方法確認の区分
財團法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の百一号	一 B M型輸送物であつて核分裂性輸送物であるものの運搬に係る確認 二 B M型輸送物(核分裂性輸送物であるものを除く)の運搬に係る確認 三 B U型輸送物であつて核分裂性輸送物であるものの運搬に係る確認 四 B U型輸送物(核分裂性輸送物であるものを除く)の運搬に係る確認 五 核分裂性輸送物(B M型輸送物又はB U型輸送物であるものを除く)の運搬に係る確認

三 校正事務を行つている場合には、その業務を行うことによつて校正事務が不公正になるおそれがないこと。

第十三条に次の二項を加える。

六 指定機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
社団法人日本自動車機械工具協会	東京都新宿区新宿七丁目二十三番五号

別表第一を次のように改める。

(軽自動車検査協会に関する省令の一部改正)

第二十二条 軽自動車検査協会に関する省令(昭和四十七年運輸省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「あつて国土交通大臣の定める者の行う検査に合格したものであること又は国土交通大臣が軽自動車の検査用として適當であると定めたものであり、かつ、別表に掲げる精度を有するもの」を削る。

別表を削る。

(放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令の一部改正)

第二十三条 放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和五十六年運輸省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(公示)

第五条の二 指定運搬方法確認機関の名称、主たる事務所の所在地及び行つことができる運搬方法確認の区分は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	行つことができる運搬方法確認の区分
財團法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の百一号	B M型輸送物の運搬に係る確認及びB U型輸送物の運搬に係る確認